2020 年度 法学部 FD 活動方針・活動計画

1. 2020 年度 法学部 FD 活動方針

法学部 FD 活動においては、大学及び学部の自己点検・評価委員会及び全学 FD 委員会の指針に従い、法学部自己点検・評価委員会と協力・連携しながら、所属教員の教育能力を高め、また研究者としての向上を支援することにつながる活動を実施していくことを本年度の活動方針とする。

2. 2020 年度法学部 FD 活動計画

具体的な活動計画は、以下のとおりである。

(1) 演習関連の課題

①ベーシック演習の共通テキストである『テキスト&マテリアルズ 2019』及び『利用の手引き』について、ゼミの教育内容の統一及び改善の観点から、引き続き内容の充実に努める。また全体講義についても、導入教育としての役割を踏まえつつ、法科大学院との連携を図りながら、より良い内容を検討していく。

②キャリア教育について、「ベーシック演習」、「ミドル演習」との連携(授業の振替や、教員による事前・事後の指導)を強化することにより、法学部キャリア教育への低年次生の参加をさらに促進する。3年次生対象には、低年次生とは異なり法学部独自のキャリア教育プログラムは実施していないが、キャリアサポートプログラム及び就職プログラムの利用を「アドバンスト演習」等を通じて促す。

③2020 年度 Q1~Q4 で実施されるミドル演習、アドバンスト演習の実施状況を把握し、検証する。

(2) 海外法文化研修に関する課題

2016年度に開始された「海外法文化研修」は、2019年度にはその第4回目としてマッコーリー大学(Macquarie University、オーストラリア)での研修が実施され、13名の参加があった。今後、海外法文化研修への応募を増やすために、派遣時期等についての検討を進める。

(3) 韓南大学との学術交流に関する課題

法律学科では、韓南大学(韓国)と教員間の学術交流及び学生の派遣を行ってきた。学生の派遣について、海外法文化研修と同様に、今後、より多くの学生が応募する環境を作るために、必要な検討を進める。

(4) 司法特修コースの運用に関する課題

法学部では「司法特修コース」を 2019 年度の新入生から適用を開始し、2020 年度には本格的な運用が始まるため、問題点を把握することに努め、今後より良い制度として運用するための検討を重ねる。

(5) 法学会関連の活動

南山大学法学会は、法学および関連諸学の研究を促進することを目的とし、法学部の専任教員を正会員、法学部学生ならびに大学院法務研究科および大学院法学研究科学生を準会員とする組織であり、その本来の目的を確実に実現すべく、予定された諸活動を実施する(各種施設参観、外部識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など)。

(6) 法学部ゼミナール委員会活動関連の活動

ゼミナール委員会活動に対して適切で効果的な指導を行い、学生の主体的組織的な教育活動を育成支援する(サマーセミナー、機関誌『法友南山』の編集・発行、卒業記念パーティ、新入生歓迎交流会など)。特にサマーセミナーへの参加者が減少傾向にあるため、参加者を増やす工夫について検討する。

(7) FD 企画等の活動

全学 FD 委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえて、法学部の FD 研修会を企画実施する。全学 FD 委員会主催又は法学部主催の FD 研修会・講演会についても、FD 委員より積極的にアナウンスを行い、参加者を募ることにする。さらに、必要に応じて専任教員の教育力向上に資する支援・促進活動を行う。日常的授業参観については、実際に参観する教員が極めて少ないという現状を教員間で共有し、引き続き改善に努める。

(8) ICT 授業の導入に関する活動

2020 年初頭から始まった新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、多くの大学でICT を用いた授業(遠隔授業)が行われている。ICT を用いた授業は単に現在の新型コロナウイルス感染対策としてだけでなく、近年文部科学省から推奨されていることでもあり、法学部においても利用の可能性を検討する。またそうした授業を可能とするための教員や職員の能力向上の機会を模索する。